

日本臨床検査医学会会議室使用規則

(目的)

第1条 この規則は、日本臨床検査医学会事務所に併設する会議室(以下「会議室」という。)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

午前の部 午前10時から正午まで 2時間

午後の部 午後1時から5時まで 4時間

午後5時から9時まで 4時間

2 理事長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず午後9時まで使用を認めることがある。

(使用の範囲)

第2条 会議室は、日本臨床検査医学会の主催する会合に使用することができる。

第3条 日本臨床検査医学会理事長(以下「理事長」という。)は、前条の使用を妨げない限り、次の各号に該当する場合に使用させることがある。

- (1) 日本臨床検査医学会の理事もしくは評議員の主催する学術または教育に関する会合
- (2) 関連学術団体の主催する学術または教育に関する会合
- (3) 前各号のほか、理事長が適当と認めるもの

(使用の手続)

第4条 第3条の規定によって会議室を使用するときは、会合の代表者は、使用目的、会合の名称、内容、人員等を所定の用紙に記載し、理事長に提出しなければならない。

(使用の取消または変更)

第5条 使用の許可または許可した後であっても、特別の必要を生じた場合には、理事長は、その使用の許可または許可を取り消し、または変更することができる。

(使用時間および区分)

第6条 第3条の規定によって会議室を使用するときの使用時間と区分は、次のとおりとする。

(使用料)

第7条 第3条の規定によって会議室を使用しようとする者は、1時間あたり第3条(1)、(2)、(3)それぞれ、2,500円、3,000円、5,000円の使用料を納付しなければならない。また、午後5時以降は50%の割増使用料とする。

2 会合での飲食、コピーなどの実費は別に納付しなければならない。
料金は、1カウンターにつき、モノクロ10円、カラー40円、ペットボトル飲料200円、コーヒー150円とする。

第8条 前条の定める使用料は、理事長からの請求後、10日以内に納付しなければならない。

(原状回復)

第9条 使用中に建物または付属物等を棄損または滅失したときは、使用の許可を受けた者が、これを原状に回復しなければならない。ただし、理事長が、原状回復を困難と認めた場合、その損害を賠償させることがある。

(附則)

第10条 この規定は、平成18年1月1日から施行する。

2 この規定の改定は、常任理事会の承認を必要とする。